

議案第40号

さいたま市消防関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市消防関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年2月7日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市消防関係事務手数料条例の一部を改正する条例

さいたま市消防関係事務手数料条例（平成13年さいたま市条例第74号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事務の種類	手数料の額	事務の種類	手数料の額
1 [略]		1 [略]	
2 法第11条第1項前段の規定による危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可の申請に対する審査 (1) [略] (2) 貯蔵所 ア～ウ [略] エ 特定屋外タンク貯蔵所（浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所（浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令（平成12年自治省令第5号）第1条の2に規定する特定屋外タンク貯蔵所をいう。オにおいて同じ。）、浮き蓋付特	[略]	2 法第11条第1項前段の規定による危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可の申請に対する審査 (1) [略] (2) 貯蔵所 ア～ウ [略] エ 特定屋外タンク貯蔵所（浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所（浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令（平成12年自治省令第5号）第1条の2に規定する特定屋外タンク貯蔵所をいう。オにおいて同じ。）及び岩盤タン	[略]

定屋外タンク貯蔵所（浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち、同令第1条の3に規定する特定屋外タンク貯蔵所をいう。オにおいて同じ。）及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）

(ア)～(ク) [略]

オ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所又は浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所

(ア)～(ク) [略]

カ～シ [略]

(3) [略]

3～10 [略]

クに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）

(ア)～(ク) [略]

オ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所

(ア)～(ク) [略]

カ～シ [略]

(3) [略]

3～10 [略]

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。